

○自動車等の使用制限の事務処理に関する規程

(平成 2 年 12 月 25 日公安委員会規程第 11 号)

改正 平成 6 年 5 月 9 日公安委員会規程第 12 号 平成 6 年 12 月 13 日公安委員会規程第 16 号
平成 10 年 7 月 1 日公安委員会規程第 5 号 平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号
平成 14 年 11 月 28 日公安委員会規程第 13 号 平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号
平成 18 年 11 月 9 日公安委員会規程第 11 号 平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号

自動車の使用制限の事務処理に関する規程を次のように定める。

自動車等の使用制限の事務処理に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、自動車、原動機付自転車又は軽車両(牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。)が 750 キログラムを超えるものに限る。以下同じ。)の使用者又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号。以下「運転代行業法」という。)第 2 条第 2 項に規定する自動車運転代行業者(以下「使用者等」という。)に対して命ずる自動車、原動機付自転車又は軽車両の使用制限の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車の使用制限 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。)第 75 条第 2 項又は第 75 条の 2 第 1 項の規定により自動車の使用者(運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用するものを含む。)に対し、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分

(2) 車両の使用制限 道交法第 75 条の 2 第 2 項の規定により自動車、原動機付自転車又は軽車両の使用者(運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用するものを含む。)に対し、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分

(運輸局長からの意見聴取)

第 3 条 公安委員会は、自動車の使用制限の命令を行う場合において、道交法第 75 条第 3 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により行う意見の聴取は、*自動車の使用制限に関する意見照会書(様式第 1 号)により岡山運輸支局長を経由して中国運輸局長に行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第4条 公安委員会は、自動車の使用制限の対象となる指示後の履行状況、使用制限命令の期間中又は命令期間経過後における使用者等の改善状況を確認する必要があるときは、道交法第75条の2の2第2項の規定に基づき当該自動車の使用者等に対し出頭を求めて、必要な報告及び資料の提出を要求するものとする。

(処分の執行)

第5条 公安委員会は、自動車の使用制限を決定したときは、*自動車使用制限書(様式第2号。以下「使用制限書」という。)を当該使用制限に係る自動車の使用者等に交付し、かつ、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の15に定める別記様式第5の3による標章(以下「運転禁止標章」という。)を当該自動車の前面の見やすい部分にはり付けて使用制限を執行するものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会(以下「他府県公安委員会」という。)から自動車の使用制限の執行の依頼を受けたときは、当該他府県公安委員会から送付された自動車の使用制限書を使用者等に交付し、かつ、使用制限に係る自動車の前面の見やすい箇所に運転禁止標章をはり付けて使用制限を執行するものとする。

3 前2項の自動車の使用制限の執行は、使用制限に係る自動車の使用の本拠の位置又は自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地(次条及び第7条において「自動車の使用の本拠の位置等」という。)を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)が行うものとする。

4 警察署長は、自動車の使用制限を執行したときは*自動車使用制限処分執行報告書(様式第3号)により、また、自動車の使用制限の執行が不能であったときは*自動車使用制限執行不能報告書(様式第4号)に使用制限書及び運転禁止標章を添えて警察本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(他府県公安委員会への移送)

第6条 公安委員会は、自動車の使用制限に該当すると認められる自動車の使用の本拠の位置等が他府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、*自動車使用制限事案移送通知書(様式第5号)に事案の証明に必要な書類を添えて当該他府県公安委員会に移送するものとする。

(他府県公安委員会に対する処分執行の依頼)

第7条 公安委員会は、自動車の使用制限を決定した後において、当該使用制限をしようとする自動車の使用の本拠の位置等が他府県公安委員会の管轄区域内に変更された場合は、*自動車使用制限処分執行依頼書(様式第6号)に使用制限書、運転禁止標章及び自動車の使用制限の執行に必要な書類を添えて当該他府県公安委員会に自動車の使用制限の執行を依頼するものとする。

(他府県公安委員会に対する処分執行の通知)

第 8 条 公安委員会は、他府県公安委員会から依頼された自動車の使用制限を執行したときは、*自動車使用制限処分執行結果通知書(様式第 7 号。以下「通知書」という。)により当該他府県公安委員会に通知するものとする。

2 公安委員会は、他府県公安委員会から依頼された自動車の使用制限の執行が不能であったときは、通知書に使用制限書、運転禁止標章その他当該他府県公安委員会から送付された書類を添えて当該他府県公安委員会に返送するものとする。

(運転禁止標章の除去)

第 9 条 公安委員会は、道交法第 75 条第 10 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 75 条第 10 項の規定による運転禁止標章の除去の申請に係る措置を決定したときは、*自動車使用制限標章除去申請に係る決定通知書(様式第 8 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により行う運転禁止標章の除去は、警察署長が行うものとする。

3 前項の規定により運転禁止標章を除去した警察署長は、*自動車使用制限標章除去報告書(様式第 9 号)に当該除去した運転禁止標章を添えて、警察本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(車両の使用制限の処分)

第 10 条 第 3 条から第 9 条までの規定は、車両の使用制限の処分を行う場合について準用する。この場合において、第 3 条から第 9 条までの規定中「自動車」とあるのは「車両」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて使用する様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) *自動車の使用制限に関する意見照会書(様式第 1 号) *車両の使用制限に関する意見照会書(様式第 10 号)

(2) *自動車使用制限書(様式第 2 号) *車両使用制限書(様式第 11 号)

(3) *自動車使用制限処分執行報告書(様式第 3 号) *車両使用制限処分執行報告書(様式第 12 号)

(4) *自動車使用制限執行不能報告書(様式第 4 号) *車両使用制限執行不能報告書(様式第 13 号)

(5) *自動車使用制限事案移送通知書(様式第 5 号) *車両使用制限事案移送通知書(様式第 14 号)

(6) *自動車使用制限処分執行依頼書(様式第 6 号) *車両使用制限処分執行依頼書(様式第 15 号)

(7) *自動車使用制限処分執行結果通知書(様式第 7 号) *車両使用制限処分執行結果通知書(様式第 16 号)

(8) *自動車使用制限標章除去申請に係る決定通知書(様式第 8 号) *車両使用制限標章除去申請に係る決定通知書(様式第 17 号)

(9) *自動車使用制限標章除去報告書(様式第9号) *車両使用制限標章除去報告書
(様式第18号)

(文書の保存)

第11条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
自動車の使用制限に関する意見照会書の写し	交通指導課	3年
自動車使用制限書の写し	交通指導課	3年
自動車使用制限処分執行報告書	交通指導課	3年
自動車使用制限執行不能報告書	交通指導課	3年
自動車使用制限事案移送通知書の写し	交通指導課	3年
自動車使用制限処分執行依頼書の写し	交通指導課	3年
自動車使用制限処分執行結果通知書の写し	交通指導課	3年
自動車使用制限標章除去申請に係る決定通知書の写し	交通指導課	3年
自動車使用制限標章除去報告書	交通指導課	3年
車両の使用制限に関する意見照会書の写し	交通指導課	3年
車両使用制限書の写し	交通指導課	3年
車両使用制限処分執行報告書	交通指導課	3年
車両使用制限執行不能報告書	交通指導課	3年
車両使用制限事案移送通知書の写し	交通指導課	3年
車両使用制限処分執行依頼書の写し	交通指導課	3年
車両使用制限処分執行結果通知書の写し	交通指導課	3年
車両使用制限標章除去申請に係る決定通知書の写し	交通指導課	3年
車両使用制限標章除去報告書	交通指導課	3年

(施行規定)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成6年5月9日公安委員会規程第12号)

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年12月13日公安委員会規程第16号)

この規程は、平成6年12月13日から施行する。

附 則(平成10年7月1日公安委員会規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月21日公安委員会規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 11 月 28 日公安委員会規程第 13 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 9 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。